

# 令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書類作成要領

- 1 当省では、審査事務を一元的に行うので、申請書類は「法務省大臣官房施設課長」に提出すれば足りる。
- 2 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた（最新）経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」（様式3）については申請日現在）とする。
- 3 申請書類に用いる文字はJ I S第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えること。
- 4 今回の申請から「入力フォーム」に必要事項を記載し、PDFボタンをクリックすると、自動的に各様式及びQRコードが作成されることから、「入力フォーム」へ記載した内容に誤りがないか必ず確認すること。
- 5 入力フォーム入力に当たっての留意事項について
  - (1) 「建設工事用申請書類」シートの入力について
    - ア 代理人による申請の有無について  
行政書士等の代理人のより申請を行う場合にのみ入力すること。該当がない場合は空欄とすること。
      - (ア) 郵便番号欄は、－（ハイフン）で区切った8桁の数字で記載すること。
      - (イ) 住所欄の丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。
      - (ウ) 電話番号の市街局番、市内局番及び番号は、－（ハイフン）で区切り、記載すること。
      - (エ) 委任状について  
工事種類欄は、今回の申請において希望する工種（「建築一式」、「電気工事」、「管工事」など）を記載すること。
    - イ 申請者（本店）の情報について
      - (ア) 新規または更新欄は、該当する申請区分を選択すること。  
なお、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合には、（新規）を選択すること。
      - (イ) 適格組合証明欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
      - (ウ) 法人番号欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。  
なお、法人番号が指定されていない者（個人事業者、共同企業体等）は、空欄とする。

- (エ) 郵便番号欄は、上記5(1)ア(ア)と同じ。  
 (オ) 本社(店)住所欄は、上記5(1)ア(イ)と同じ。  
 (カ) 商号又は名称欄は、株式会社等法人の種類を表わす文字を下表の略号を用いて記載すること。

なお、共同企業体の場合は、共同企業体名(例：〇〇建設共同企業体)を記載すること。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合	経常建設共 同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団 法人	一般社団 法人	公益財団 法人	公益社団 法人	特例財団 法人	特例社団 法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

- (キ) 本社(店)電話番号欄は、5(1)ア(ウ)と同じ(担当者電話番号欄も同じ)。  
 (ク) メールアドレス欄は、当省からの種々の連絡に対応可能なアドレスを記載すること。  
 なお、メールアドレスを有しない場合は、空白とすること。  
 (ケ) 本社(店)FAX番号欄は、5(1)ア(ウ)と同じ。なお、同番号を有しない場合は空欄とすること。  
 (コ) みなし大企業欄は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は、「下記のいずれかに該当する」を選択し、上記に該当しない場合は「該当しない」を選択すること。  
 (カ) 外資状況欄は、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1 2 3のいずれか)の国名欄に外国名を、会社区分の番号が2又は3の場合には外資比率欄に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。  
 なお、「2 日本国籍会社(100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。  
 (シ) 営業年数欄は、総合評定値通知書における「営業年数」を記載すること。  
 なお、共同企業体の場合は各構成員の「営業年数」の平均(1年未満切り捨て)を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の「営業年数」の平均(1年未満切り捨て)を記載すること。  
 (ス) 総職員数欄は、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者及びその支配人で常駐のもの数を加えた数を記載すること。

共同企業体の場合は、各構成員の総職員数の合計人数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の合計人数を記載すること。

ウ 経営審査の総合評定値通知書の情報について

- (ア) 建設業許可番号欄は、総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）に記載されている建設業許可の番号（8桁）を－（ハイフン）で区切り記載（共同企業体の場合は代表者のものを記載する。）こと。
- (イ) 資本金額欄から評点(Y)欄は、総合評定値通知書に記載されている金額及び数値を記載すること。

(2) 「競争参加希望工種区分の情報」シートの入力について

ア 建設工事の種類欄は、プルダウンにより、01から29までの当省が設定した工事種別に対応する競争参加資格希望工種を選択すること。行が不足した場合は行追加ボタンをクリックすると追加されるので適宜対応すること。

イ 完成工事高欄は、競争参加資格希望工種ごとに年間平均完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。なお、01から29までの工事種別に該当しないものがある場合はプルダウンにより「その他」を選択し、一括して計上すること。

おって、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた年間平均完成工事高を記載すること（吸収前の総合評定値通知書及び吸収後の総合評定値通知書を確認した上で記載すること。）

また、共同企業体の場合は各構成員の年間平均完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の年間平均完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「年間平均完成工事高」とは、原則として総合評定値通知書における「2年平均」と同じとする。

注 「29 解体」の記載方法については、下記5(6)の工事内訳分割表の記載を参照すること。

ウ 評点欄については、総合評定値通知書に記載されているものを記載すること。

エ 本社・支店・営業所又は出張所の所在都道府県別希望地域欄は、競争参加資格希望工種ごとに、当該都道府県に本社、支店、営業所又は出張所がある場合で競争参加を希望する地域には「A」を、本社、支店、営業所又は出張所がない場合で競争参加を希望する地域には「B」をプルダウンにて選択し、その他は空欄とすること。

なお、共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合についても、同様とする。

(3) 「工事経歴書」シートの入力について

シート末尾の記載要領に従って記載すること。なお、建設工事の種類はプルダウンで選択の上、種類ごとに記載（ページ追加ボタンをクリックすると新たに種類を選択することができる。）すること。おって、行が不足した場合は行追加ボタンをクリックし、適宜対応すること。

また、申請者が共同企業体の場合は、共同企業体として施工した工事及び各構成員が単体で施工した工事について記載し、申請者が官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱

いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が単体で施工した工事について、それぞれ記載すること。

なお、本様式は、経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。

(4) 「営業所一覧の情報」シートの入力について

シート末尾の記載要領に従って記載すること。

「建設業許可業種」（上段）欄には、営業所ごとに保有する建設業許可業種をプルダウンにより○印を選択すること。

また、申請する営業所に対応した「営業区域」（下段）を示す都道府県コードをプルダウンにより選択すること。

なお、共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名		
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(5) 「共同企業体等調書（技術職員数）及び同調書（元請完成工事高）」シートの入力について  
共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものである。

なお、建設工事の種類欄は、プルダウンで選択すること。なお、行が不足した場合は、行追加ボタンをクリックし、適宜対応すること。また、共同企業体追加ボタンをクリックすると新たに列が追加されるので適宜対応すること。

各欄については、次の要領により記載すること。

ア 総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、一級、（講習受講）、基幹、二級及びその他を各欄にそれぞれ記載すること。

イ 自己資本額及び利益額欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄及び「利益額」欄に記載されている数値をそれぞれ記載すること。

ウ 経営状況欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を記載すること。

エ その他の評価項目欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を記載すること。

オ 元請完成工事高欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を記載すること。

(6) 「工事分割内訳表」シートの入力について

シート末尾にある記載要領に従って記載すること。

競争参加資格希望工種区分は、プルダウンにより選択すること。

なお、行が不足した場合は、行追加ボタンをクリックし、適宜対応すること。

総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、細区分工種対応表（別紙）に定める細区分工種に分割して作成すること。

本表の提出は必須とし、細区分工種が一種類の場合も必ず提出すること。

（例）建設業許可工事種別の「02 建築一式」を細区分工種に分割する場合

（単位：千円）

競争参加資格希望 工種区分 建設業法上の建設工事	建 築	木造建築	プレハブ 建 築	施設保全	遮音壁		※合 計
01 土 木 一 式							
02 建 築 一 式	686,000	48,000	85,000	32,000	5,000		856,000
03 大 工							

（参 考） 細区分工種の工事の内容（細区分工種対応表（別紙）参照）

建 築：建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの

木 造 建 築：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事に関するもの

プレハブ建築：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工する建築工事に関するもの

施 設 保 全：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事に関するもの

遮 音 壁：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの

## 6 入力フォームで作成されないその他添付書類等について

### (1) 経常建設共同企業体協定書

経常建設共同企業体での申請者のみ提出すること。

なお、当省における経常建設共同企業体の構成員の要件は、次のとおりである。

ア 各構成員は、経常建設共同企業体での希望工種について、単体として当省における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時認定は行わないので、当該企業を構成員とする経常建設共同企業体での資格登録を行った時点で、単体企業としての資格登録を取り下げること。

イ 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人であること。

ウ 同一の等級若しくは直近の等級に格付けされた者等による組合せであって、その数は2者又は3者であること。

エ 当省において他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 総合評定値通知書の写し

建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものであって、かつ、令和3年6月16日以降以降を審査基準日

とするものに限る。

加えて、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。

「当該事実を証する書類」とは、次に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

注 「申請日の直近のもの」とは、令和3年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものをいう。

随時の申請をする場合においては、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、随時申請の日の1年7か月前までの間の決算日を審査基準日とするものに限る。

なお、共同企業体の場合は各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出すること。

### (3) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3のことをいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。6の項参照。）

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎

注1 できる限り「◎」の付いた証明書を提出すること。

注2 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

注3 納税税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注4 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部

分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(4) 返信用封筒(長3型又は角形4号・資格決定通知書送付用)

5(1)(ク)において空白とした場合(メールアドレスを有しない場合)は返信用封筒に資格決定通知書の送付先の郵便番号、住所及び宛名を記載し、84円切手又は120円切手を貼付すること。

なお、5(1)(ク)においてメールアドレスを記載した場合は添付不要である。

7 QRコードの取扱いについて

QRコードは当省が管理するシステムに申請情報を読み込むために必要なものであることから、郵送又は持参する場合において、QRコード印字部分に折り目がつくと、バーコードリーダーにより読み込むことができなくなることがあるため、QRコード印字部分に折り目が付かないように留意すること。

なお、提出されたQRコードが読み込めない場合は、再度の提出を依頼することになる。

8 資格審査の特例について

官公需適格組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合に限る。)で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、上記(1)から(10)の添付書類(5)を除く。)のほか次の書類を添付すること。

ア 官公需適格組合証明書の写し(6の項参照。)

イ 組合員名簿(役員等が判明できるもの。)

なお、資格審査の特例を希望する場合は、申請書(様式1-1)及び申請用封筒の表面に『特例扱い希望』と朱書すること。

9 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機又は複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えない。

10 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 「建設工事用申請書類シート」のイ申請者(本店)の情報における本社(店)住所欄には、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を続けて記載すること。

(2) 商号又は名称欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載を要しない。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載すること。

- 11 会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者の取扱い  
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者は、当省が定める手続により、再度の申請を受けることができる。（申請方法については、法務省大臣官房施設課経理係に問い合わせること。）
- 12 国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い  
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査を受けた者は、当省が定める手続により再度の申請を受けることができる。（申請方法については、法務省大臣官房施設課経理係に問い合わせること。）
- 13 参加できる競争契約の範囲  
この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。
- 14 資格決定通知後に登録内容の変更があった場合の届出  
次の(1)届出事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」を郵送又は持参により法務省大臣官房施設課経理係へ提出し、(1)アからエの場合は、(2)の添付書類を併せて提出すること。  
また、(1)カの営業所の追加等及び競争参加を希望する地域の変更等があった場合は、添付書類として、申請書の2葉目(様式1-2)及び営業所一覧表(様式3)を併せて提出すること。  
なお、個人企業から会社組織に移行した場合、変更ではなく新規登録と同じ申請手続を要する。
- (1) 届出事項
- ア 本社（店）住所
  - イ 商号又は名称
  - ウ 法人である場合は代表者氏名、個人である場合にはその者の氏名
  - エ 許可・登録の状況  
注 資格有効期間内に新しい審査基準日の総合評定値通知書を取得した場合や、建設業許可の更新の場合には、業種等の変更等がなければ届出は不要。
  - オ 電話番号
  - カ 営業所の名称、所在地及び電話番号  
注 営業所の新設又は廃止を含む。
- (2) 添付書類
- ア 法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書など変更前及び変更後の事項が確認できるもの）の写し
  - イ 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し



ウ 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し

15 新たに業種を追加する場合の手続

新たに業種を追加する場合は、再度資格審査を行う必要があるため、新規登録と同じ申請手続を要する。

細区分工種対表

細区分工種名		工 事 の 内 容
建設業許可工事種別	細区分工種名	
01 土木一式	一般土木	土木一式工事及び土木に関する工事での他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、遮音壁に関するもの
	クラウト	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、岩盤、土中、コンクリート等にモルタル・セメントペーストを注入する工事(以下「クラウト工事」という。)に関するもの
	プレストレストコンクリート	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事(以下「プレストレストコンクリート工事」という。)に関するもの
	法面処理	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、アンカー工及びその他法面保護工事(以下「法面処理工事」という。)に関するもの
	土木保全	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事(以下「土木保全工事」という。)に関するもの
	標識	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、道路標識の設置工事(以下「標識工事」という。)に関するもの
	防護柵	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、交通安全施設(防護柵等)の設置工事及び法面保護のためのネット工事(以下「防護柵工事」という。)に関するもの
	トンネル内装	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、トンネル内装板の設置工事(以下「トンネル内装工事」という。)に関するもの
	軌道	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、軌道工事(以下「軌道工事」という。)に関するもの
	港湾土木	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、港湾の施設である外郭施設(防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁)・係留施設(岸壁、枝橋、係船浮標、浮き枝橋、係船杭、物揚場、船揚場)及び前記施設と同種の施設の工事(以下「港湾土木工事」という。)に関するもの
	レール溶接他	レール溶接工事又は基準器設置工事
	一般土木・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事での他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの
	クラウト・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、岩盤、土中、コンクリート等にモルタル・セメントペーストを注入する工事(以下「クラウト工事」という。)に関するもの
	プレストレストコンクリート・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事(以下「プレストレストコンクリート工事」という。)に関するもの
	土木保全・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事(以下「土木保全工事」という。)に関するもの
	標識・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、道路標識の設置工事(以下「標識工事」という。)に関するもの
	防護柵・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、交通安全施設(防護柵等)の設置工事及び法面保護のためのネット工事(以下「防護柵工事」という。)に関するもの
	02 建築一式	建築
木造建築		建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事(以下「木造建築工事」という。)に関するもの
プレハブ建築		建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工する建築工事(以下「プレハブ建築工事」という。)に関するもの
施設保全		建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事(以下「施設保全工事」という。)に関するもの
03 大工	遮音壁	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの
	建築	大工工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
04 左官	木造建築	大工工事のうち、木造建築工事に関するもの
	建築	左官工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
05 とび・土工・コンクリート	木造建築	左官工事のうち、木造建築工事に関するもの
	一般土木	とび・土工・コンクリート工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁	とび・土工・コンクリート工事のうち、遮音壁に関するもの
	クラウト	とび・土工・コンクリート工事のうち、クラウト工事に関するもの
	杭打	とび・土工・コンクリート工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に関するもの
	プレストレストコンクリート	とび・土工・コンクリート工事のうち、プレストレストコンクリートに関するもの
	法面処理	とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事に関するもの
	土木保全	とび・土工・コンクリート工事のうち、土木保全工事に関するもの
	標識	とび・土工・コンクリート工事のうち、標識工事に関するもの
	防護柵	とび・土工・コンクリート工事のうち、防護柵工事に関するもの
	トンネル内装	とび・土工・コンクリート工事のうち、トンネル内装工事に関するもの
	鋼構造物一般	とび・土工・コンクリート工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に関するもの
	鋼橋上部	とび・土工・コンクリート工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に関するもの
	建築	とび・土工・コンクリート工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	木造建築	とび・土工・コンクリート工事のうち、木造建築工事に関するもの
	施設保全	とび・土工・コンクリート工事のうち、施設保全工事に関するもの
	一般土木・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事での土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの
	クラウト・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、クラウト工事に関するもの
	杭打・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に関するもの
プレストレストコンクリート・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	
土木保全・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	
標識・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	
防護柵・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	
鋼構造物一般・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に関するもの	
鋼橋上部・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に関するもの	
施設保全・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	

細区分工種対応表

細区分工種名		工 事 の 内 容
建設業許可工事種別	細区分工種名	
06 石	一般土木	石工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁	石工事のうち、遮音壁に関するもの
	土木保全	石工事のうち、土木保全工事に関するもの
	建築	石工事のうち、建築に関するもの
	施設保全	石工事のうち、施設保全工事に関するもの
	一般土木・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの
	土木保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの
07 屋根	施設保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの
	屋根	屋根工事
08 電気	電気設備	電気工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	電気設備(鉄道信号設備)	電気工事の電気設備のうち、信号関係等に係るもの
	変電設備	電気工事のうち、変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事(以下「変電設備工事」という。)
	受配電設備	電気工事のうち、受配電設備(自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの
	施設保全	電気工事のうち、施設保全工事に関するもの
	電力線路	送電線路、電車線路、配電線路等の工事
	電気設備・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	施設保全・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの
09 管	暖冷房衛生設備	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(以下「暖冷房衛生設備工事」という。)
	水処理設備	管工事のうち、水処理のプラント設備(産業排水処理設備等)の工事(以下「水処理設備工事」という。)
	施設保全	管工事のうち、施設保全工事に関するもの
10 タイル・れんが・ブロック	一般土木	タイル・れんが・ブロック工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁	タイル・れんが・ブロック工事のうち、遮音壁に関するもの
	土木保全	タイル・れんが・ブロック工事のうち、土木保全工事に関するもの
	トンネル内装	タイル・れんが・ブロック工事のうち、トンネル内装工事に関するもの
	建築	タイル・れんが・ブロック工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	木造建築	タイル・れんが・ブロック工事のうち、木造建築工事に関するもの
	施設保全	タイル・れんが・ブロック工事のうち、施設保全工事に関するもの
	一般土木・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの
	土木保全・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの
11 鋼構造物	施設保全・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの
	鋼構造物一般	鋼構造物工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの
	鋼橋上部	鋼構造物工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの
	遮音壁	鋼構造物工事のうち、遮音壁に関するもの
	土木保全	鋼構造物工事のうち、土木保全工事に関するもの
	標識	鋼構造物工事のうち、標識工事に関するもの
	防護柵	鋼構造物工事のうち、防護柵工事に関するもの
	軌道	鋼構造物工事のうち、軌道工事に関するもの
	建築	鋼構造物工事のうち、建築に関するもの
	施設保全	鋼構造物工事のうち、施設保全工事に関するもの
	通信設備	鋼構造物工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事(以下「通信設備工事」という。)
	機械設備一般	鋼構造物工事のうち、機械設備工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(以下「機械設備工事」という。)
	建物機械設備	鋼構造物工事のうち、建物機械設備(車重計設備、軸重計設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備等)で機器製作(改造含む)、据付、試験調整を伴う工事(以下「建物機械設備工事」という。)
	トンネル換気設備	鋼構造物工事のうち、トンネル換気設備(トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備等)で機器製作(改造含む)、据付、試験調整を伴う工事(以下「トンネル換気設備工事」という。)
	鋼構造物一般・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの
	鋼橋上部・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの
	遮音壁・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの
	土木保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの
	標識・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの
	防護柵・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの
施設保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	
通信設備・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事(以下「通信設備工事」という。)	
12 鉄筋	一般土木	鉄筋工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁	鉄筋工事のうち、遮音壁に関するもの
	軌道	鉄筋工事のうち、軌道工事に関するもの
	建築	鉄筋工事のうち、建築工事に関するもの
	一般土木・橋梁補修	鉄筋工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの

細区分工種対応表

建設業許可工事種別	細区分工種名	工 事 の 内 容
13 舗装	セメント舗装	舗装工事のうち、セメントコンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの
	アスファルト舗装	舗装工事のうち、瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの
	土木保全	舗装工事のうち、土木保全工事に関するもの
	セメント舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、セメントコンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの
	アスファルト舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの
14 しゅんせつ	土木保全・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの
	しゅんせつ	しゅんせつ工事
15 板金	建築	板金工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	標識	板金工事のうち、標識工事にに関するもの
	トンネル内装	板金工事のうち、トンネル内装工事にに関するもの
16 ガラス	ガラス	ガラス工事
17 塗装	塗装一般	塗装工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	区画線	塗装工事のうち、道路区画線工事にに関するもの
	土木保全	塗装工事のうち、土木保全工事に関するもの
	建築	塗装工事のうち、建築に関するもの
	施設保全	塗装工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	塗装一般・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
18 防水	土木保全・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの
	一般土木	防水工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	法面処理	防水工事のうち、法面処理工事にに関するもの
	土木保全	防水工事のうち、土木保全工事に関するもの
	建築	防水工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	施設保全	防水工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	一般土木・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
	土木保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの
19 内装仕上	施設保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	建築	内装仕上工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	木造建築	内装仕上工事のうち、木造建築工事にに関するもの(畳、ふすまに関するものを除く)
	畳	内装仕上工事のうち、畳に関するもの
	ふすま	内装仕上工事のうち、ふすまに関するもの
20 機械器具設置	トンネル内装	内装仕上工事のうち、トンネル内装工事にに関するもの
	機械設備一般	機械器具設置工事のうち、機械設備一般工事にに関するもの
	大気汚染防止設備工事	機械器具設置工事のうち、大気汚染防止のプラント設備(集塵設備等)の工事(以下「大気汚染防止設備工事」という。)に関するもの
	トンネル換気設備	機械器具設置工事のうち、トンネル換気設備工事にに関するもの
	水処理設備	機械器具設置工事のうち、水処理設備工事にに関するもの
	管	機械器具設置工事のうち、管工事にに関するもの
	土木保全	機械器具設置工事のうち、土木保全工事にに関するもの
	標識	機械器具設置工事のうち、標識工事にに関するもの
	軌道	機械器具設置工事のうち、軌道工事にに関するもの
	施設保全	機械器具設置工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	土木保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事にに関するもの
21 熱絶縁	標識・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、標識工事にに関するもの
	施設保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	暖冷房衛生設備	熱絶縁工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
22 電気通信	機械設備一般	熱絶縁工事のうち、機械設備工事にに関するもの
	施設保全	熱絶縁工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	通信	電気通信工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	遠方監視制御設備	電気通信工事のうち、遠方監視制御設備(情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換設備、衛星通信設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事にに関するもの
	交通情報設備	電気通信工事のうち、交通情報設備(可変表示設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像伝送・処理設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報通信設備、自動料金収受設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事にに関するもの
23 造園	施設保全	電気通信工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	施設保全・橋梁補修	電気通信工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事にに関するもの
	造園一般	造園工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
24 さく井	土木保全	造園工事のうち、土木保全工事にに関するもの
	さく井	さく井工事
25 建具	建築	建具工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	木造建築	建具工事のうち、木造建築工事にに関するもの(ふすまに関するものを除く。)
	ふすま	建具工事のうち、ふすまに関するもの

細区分工種対応表

細区分工種名		工 事 の 内 容
建設業許可工事種別	細区分工種名	
26 水道施設	一般土木	水道施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	土木保全	水道施設工事中、土木保全工事に關するもの
	暖冷房衛生設備	水道施設工事中、暖冷房衛生設備工事に關するもの
	水処理設備	水道施設工事中、水処理設備工事に關するもの
27 消防施設	施設保全	水道施設工事中、施設保全工事に關するもの
	建築	消防施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	施設保全	消防施設工事中、施設保全工事に關するもの
	暖冷房衛生設備	消防施設工事中、暖冷房衛生設備工事に關するもの
	非常用設備	消防施設工事中、非常用設備(火災報知器、水噴霧設備、消火栓設備)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に關するもの
28 清掃施設	電気設備	消防施設工事中、電気設備工事に關するもの
	建築	清掃施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
	暖冷房衛生設備	清掃施設工事中、暖冷房衛生設備工事に關するもの
	建物機械設備	清掃施設工事中、建物機械設備工事に關するもの
	水処理設備	清掃施設工事中、水処理設備工事に關するもの
29 解体	大気汚染防止設備工事	清掃施設工事中、大気汚染防止設備工事に關するもの
	一般土木	解体工事で土木に關して他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁	解体工事中、遮音壁に關するもの
	クラフ	解体工事中、クラフ工事に關するもの
	杭打	解体工事中、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に關するもの
	プレストンクリート	解体工事中、プレストンクリート工事に關するもの
	法面処理	解体工事中、法面処理工事に關するもの
	土木保全	解体工事中、土木保全工事に關するもの
	標識	解体工事中、標識工事に關するもの
	防護柵	解体工事中、防護柵工事に關するもの
	トンネル内装	解体工事中、トンネル内装工事に關するもの
	鋼構造物一般	解体工事中、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に關するもの
	鋼橋上部	解体工事中、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に關するもの
	建築	解体工事で建築に關して他の工事種別に属する工事以外のもの
	木造建築	解体工事中、木造建築工事に關するもの
	施設保全	解体工事中、施設保全工事に關するもの
	一般土木・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事で土木に關して他の工事種別に属する工事以外のもの
	遮音壁・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、遮音壁に關するもの
	クラフ・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、クラフ工事に關するもの
	杭打・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に關するもの
	プレストンクリート・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、プレストンクリート工事に關するもの
	土木保全・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、土木保全工事に關するもの
	標識・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、標識工事に關するもの
防護柵・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、防護柵工事に關するもの	
鋼構造物一般・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に關するもの	
鋼橋上部・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に關するもの	
施設保全・橋梁補修	解体工事中における橋梁補修工事中、施設保全工事に關するもの	
その他	その他	